

フットボールスタジアム検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 岡山県におけるフットボールスタジアムの実現可能性について議論・検討するため、フットボールスタジアム検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、岡山県におけるフットボールスタジアムの整備について、場所や規模、コスト、建設・運営主体など関係する項目を検討・整理し、実現可能性等を取りまとめ、県に提案する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、別に定める。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員は、再任されることができる。
- 5 特別の事項を調査検討するために必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、特別の事項に関する調査検討を終了したときは、退任するものとする。

(運営等)

第4条 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 6 協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬)

第6条 委員に支給する報酬の額は、別に定める。

(費用弁償)

第7条 委員が招集に応じたとき又はその職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額は、一般職の職員の旅費の例により算出した額とする。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は岡山県に置く。
- 3 事務局の庶務は、岡山県環境文化部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。